

PECS移行に伴う主な変更点（研修認定薬剤師の認定申請関係）

項目	2021年12月まで	2022年1月11日から
申請方法	申請書（書面）を送付 住所地の都道府県研修協議会宛	PECS利用（電子的申請）
認定審査料の支払	あらかじめ郵便振替で入金 受領証(写)を申請書類に添付	PECSで提示された方法で決済 クレジット払又はコンビニ払
薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表	申請書と同時に送付  送付先 住所地の都道府県研修協議会宛	PECSで必要事項入力終了後、 送信されるメールを印刷し、 それとともに送付  日本薬剤師研修センター宛
年間の区切	新規	最初の単位取得日から起算
	更新	認定期間の初日から起算
認定開始日	新規	申請者の希望日
	更新	認定期間終了日の翌日
更新申請期間	認定期間終了日の 2か月前から1か月後まで	認定期間終了日の 2か月前から3か月後まで
認定を受けたことのある者が再び新規認定申請する場合	(規定なし)	認定期間終了日の3か月後の翌日から申請可能（認定期間中及び認定期間終了後3か月までは申請不可）
認定薬剤師カード（IDカード）の申込	認定申請との同時申込み可能	認定申請とは別に申込み (新規申請の場合は認定されてから)

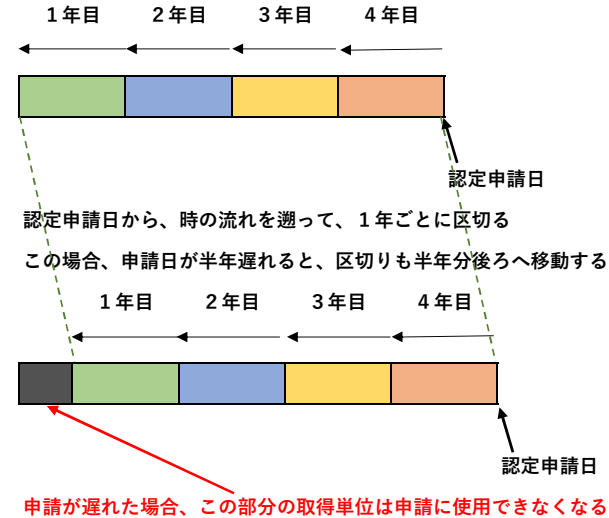
注：認定申請日は、認定申請手続きをPECSで行った日です。

この表は、変更点の主なものを掲げています。

認定申請必要単位数（新規40単位、更新30単位）、認定期間（新規、更新とも3年間）、更新に必要な年間最低取得単位数（毎年5単位）など、変更のないものもあります。

図1

PECSにおける年間の区切り（新規） 2022年1月11日から



新規認定申請に必要な単位数を取得したら、早期に申請することが肝要です。

図2

PECSにおける年間の区切り（更新） 変更なし

